



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
5月16日
第614号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県税条例第21条の2第1項第3号イの規定による控除対象寄附金該当法人等の指定(税政課).....	1
令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課).....	1
木材業者および製材業者の登録(びわ湖材流通推進課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2

○ 公 告

公共測量実施公告(用地事業支援課).....	3
長浜市室町土地区画整理組合理事の氏名および住所の公告(都市計画課).....	3
都市計画変更案縦覧公告(都市計画課).....	3
一般競争入札の公告(特別支援教育課).....	5
随意契約の相手方決定の公告(びわこボートレース局).....	6

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告(南部).....	7
-----------------------------	---

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江).....	7
-------------------------------	---

○ 公 安 委 員 会 公 告

技能講習開催公告(生活安全企画課).....	7
------------------------	---

告 示

滋賀県告示第193号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第21条の2第1項第3号イに規定する法人等として、次のものを指定した。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

法人等の名称	主たる事務所または事業所の所在地	指定年月日
公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会	大阪府大阪市北区中之島6-2-27中之島センタービル23階	令和7.5.8

滋賀県告示第194号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和7年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 募集期間 令和7年5月16日(金)から令和7年6月30日(月)まで
- 試験期日

(i) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和7年7月8日(火)および9日(水)のうち指定する1日

- (2) 口述試験および身体検査 令和7年7月11日(金)および12日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

滋賀県告示第195号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

地 方 機関名	木 材 業 者		製 材 業 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
中部森 林整備 事務所	近江八幡市末広町13番地	有限会社シガオータラ ンバー 代表取締役 中嶋輝雄	東近江市今在家町570番地	川村工務店 川村克己
	東近江市建部下野町16番地	株式会社プライウッ ド・オウミ 代表取締役 太田宗男	彦根市小泉町181-1	大栄木工所 代表者 所道一
	近江八幡市馬淵町721	有限会社野田 代表取締役 野田忠良		
	彦根市川瀬馬場町200番地	GREEN ROOM 代表 上田洋平		
	彦根市開出今町793番地	材直中村製材所 中村直三		

滋賀県告示第196号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定障害児通所 支 援 の 種 類	指定年月日	事業所番号
放課後等デ イサービス にこり	湖南市若竹町 1-31	合同会社つぼ み	甲賀市水口町 牛飼953番地	放課後等デイサー ビス	令和7.5.1	2552300176

滋賀県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年5月16日から令和7年5月30日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
				最小		道路改良工事

県道	彦根近江八幡線	彦根市八坂町字三海3148番地 先から	変更後	17.6m } 最大 34.8m	559.0m	(自転車走行 空間整備)に 伴う道路区域 の変更
		彦根市八坂町字浜手1543番 1 地先まで	変更前	最小 14.6m } 最大 31.2m	559.0m	

公 告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 草津市下物町、下寺町
- 3 作業の期間 令和 7 年 3 月 24 日から令和 7 年 7 月 28 日まで

長浜市室町土地区画整理組合理事の氏名および住所の公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり長浜市室町土地区画整理組合の理事の氏名および住所の届出があった。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

住 所	氏 名
長浜市室町82番地	加 納 征 男
長浜市室町68番地	柴 田 昇
長浜市室町73番地	柴 田 昌 徳
長浜市室町85番地	中 村 清 作
長浜市室町171番地	中 村 義 夫
長浜市室町327番地	西 川 一 夫
長浜市室町332番地	三 橋 哲 二

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条の規定に基づき長浜北部都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 長浜北部都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 長浜市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526－8501 長浜市八幡東町632番地

なお、令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 5 月 30 日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332508.html>)でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 5 月 30 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することがで

きる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき米原東北部都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 米原東北部都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 米原市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

米原市まち整備部都市計画課 〒521-8501 米原市米原1016

なお、令和7年5月16日から令和7年5月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332508.html>)でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画区域区分を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市、長浜市の一部、米原市の一部および多賀町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

彦根市都市政策部都市計画課 〒522-8501 彦根市元町4番2号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

米原市まち整備部都市計画課 〒521-8501 米原市米原1016

多賀町企画課 〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324

なお、令和7年5月16日から令和7年5月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332508.html>)でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市、長浜市の一部、米原市の一部および多賀町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

彦根市都市政策部都市計画課 〒522-8501 彦根市元町4番2号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526－8501 長浜市八幡東町632番地

米原市まち整備部都市計画課 〒521－8501 米原市米原1016

多賀町企画課 〒522－0341 犬上郡多賀町多賀 324

なお、令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 5 月 30 日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332508.html>)でも閲覧することができる。

4 縦覧期間 令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 5 月 30 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

一般競争入札の公告

令和 7 年度における滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立特別支援学校スクールバス 3 台
- (2) 借入物品の内容等 「滋賀県立特別支援学校スクールバス仕様書」および「令和 7 年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃借に係る入札仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 借入期間 令和 8 年 3 月 27 日から令和 14 年 2 月 29 日まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 7 年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル 小分類：自動車賃貸

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）または次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4641 電子メール ma11@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和 7 年 5 月 16 日（金）10時から令和 7 年 6 月 13 日（金）10時まで（土曜日および日曜日を除く。）
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、電子調達システムまたは電子メールにより交付する。電子メールにより交付を希望する場合は、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「令和 7 年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃借に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先の電話番号および F A X 番号ならびに送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。当該メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期間 令和 7 年 6 月 4 日（水）9 時 30 分から令和 7 年 6 月 13 日（金）10 時まで
- (6) 入札書の提出場所および提出方法

ア 電子入札による場合 電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期間内に、(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期間内に、(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限

る。)。なお、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和7年6月13日(金)11時 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、随意契約に移行する。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : The Shiga Prefectural School for the Physically and Intellectually Impaired school bus, 3 buses

(2) Deadline for tender : 10:00, June 13, 2025

(3) For further information, contact : Special Needs Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4641

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年5月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度びわこモーターボート競走場開催運営業務委託契約 一式

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話077-522-1122

3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日(火)

4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 山本竜彦 東京都港区港南二丁目16番1号

5 随意契約に係る契約金額 246,593,010円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県南部県税事務所長 大 田 伸 行

特別徴収義務者 証 票 番 号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第331401号	東京都中央区新川一丁目10番14号	株式会社ENEOS ジェイ クエスト（彦根店）	令和 7. 3. 31

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、伊香立北部土地改良区の定款の変更は、令和 7 年 5 月 2 日に認可した。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、岡山土地改良区の定款の変更は、令和 7 年 5 月 9 日に認可した。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

公 安 委 員 会 公 告

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
 - 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - 猟銃の点検
 - 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃

- (3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条、第 8 条および第 9 条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書 1 通を提出すること。
- 6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包 10 個（適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により 10 回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 7 年 7 月～9 月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7 月 18 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	7 月 4 日 (金)
2	7 月 25 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	7 月 11 日 (金)
3	8 月 22 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	8 月 8 日 (金)
4	8 月 29 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	8 月 15 日 (金)
5	9 月 19 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	9 月 5 日 (金)
6	9 月 26 日 (金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	9 月 12 日 (金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 7 年 5 月 16 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和 53 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の散弾銃射撃講習または第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下これらを「技能講習」という。）を受けようとするもの。
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃射撃講習 飛しょうする標的に対する射撃
- イ ライフル銃等射撃講習 固定標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間 おおむね3時間

4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書1通を提出すること。

6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包(散弾銃は通称7.5号以下の散弾25個、ライフル銃等は10個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は25回以上、ライフル銃等は10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和7年7月～9月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7月8日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	6月24日(火)
2	7月8日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	6月24日(火)
3	7月22日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	7月8日(火)
4	7月22日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	7月8日(火)
5	8月12日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	7月29日(火)
6	8月12日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	7月29日(火)
7	8月26日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	8月12日(火)
	8月26日(火)	岐阜県揖斐郡揖斐川町	ライフル銃等射撃講習			

8	午後1時	坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	撃講習	標的射撃	3人	8月12日(火)
9	9月9日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	8月26日(火)
10	9月9日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	8月26日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年5月16日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第7条第1項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
 - 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - 猟銃の点検
 - 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 飛ばししょうする標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね3時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第7条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書1通を提出すること。
- 手数料 受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 注意事項
 - 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
 - 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和7年7月～9月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7月10日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	6月26日(木)
2	8月14日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引 坂	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	7月31日(木)

		京都笠取国際射撃場				
3	9 月 11 日（木） 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12 人	8 月 28 日（木）

